

令和3年度から

# 国民健康保険税が変わります

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者が保険税を負担し合い、お互いに支え合う制度です。

御前崎市の国民健康保険は、高齢化社会への移行や医療の高度化による医療費の増加などにより、運営が大変厳しい状況となっています。そのため、令和3年度から3カ年をかけて段階的に国民健康保険税を改正していくことになりました。今回の改正により、安定した国保事業の運営の維持や税負担の公平性を保持するため、資産割と介護納付金分の平等割が廃止されます。加入者の皆さまにはご理解とご協力をお願いします。

		令和2年度 (現行)	令和3年度 令和4年度 (改正後)	令和5年度 (改正後)
医療給付費分	所得割	5.30%	7.40%	7.80%
	資産割	16.00%	廃止	—
	均等割	24,000円	30,000円	34,000円
	平等割	23,000円	21,000円	21,200円
後期高齢者 支援金分	所得割	1.50%	2.20%	2.50%
	資産割	5.00%	廃止	—
	均等割	7,500円	9,500円	10,000円
	平等割	8,000円	6,000円	6,800円
介護納付金分	所得割	1.40%	2.00%	2.20%
	資産割	5.00%	廃止	—
	均等割	9,000円	15,000円	16,000円
	平等割	6,000円	廃止	—



## 国民健康保険税の課税限度額を見直します

国の税制改正により、国民健康保険税の医療給付費分および介護納付金分の課税限度額が引き上げられます。限度額を超えた分は減額されます。

### 課税限度額

区分	現行	改正後	増減
医療給付費分	61万円	63万円	2万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円	—
介護納付金分	16万円	17万円	1万円
課税限度額合計	96万円	99万円	3万円